

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金について

○補助金の交付を申請できる方

地域猫活動団体（市内に住所があり、地域猫活動を行う同一の世帯ではない5人以上で構成された団体）

※補助金を利用するためには、**事前に団体の登録申請を行う必要があります。**

○団体の登録方法

- ・地域猫活動団体登録申請書と地域猫活動実施計画書に必要事項を記入して市に提出
- ・市で審査を行い、問題がなければ登録を承認

○補助金額（1 団体につき年間 4 匹まで）

- ・メスの場合は **20,000 円** を上限として不妊手術費などにかかった経費
 - ・オスの場合は **10,000 円** を上限として去勢手術費などにかかった経費
- ※手術費にはワクチン接種、ノミ・ダニ駆除、薬剤投与、埋没縫合の費用も含む
- ・保護、捕獲時に要するエサ代相当額 **500 円**（定額）

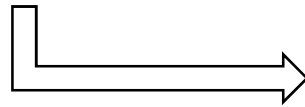
○申込方法

【窓口で申込みされる場合】

環境課または各市民センター

【電子で申込みされる場合】

市のホームページに載せている入力フォームから



ホームページQR

この事業による補助制度の利用を希望される方へ

- ・本事業は地域猫活動団体が補助金交付の対象となっております。
- ・地域猫活動は地域で話し合い、合意を形成して行うことが前提の活動です。
- ・置きエサ・投げ餌は絶対にしないでください。
- ・トイレの設置や清掃をしましょう。
- ・上記の活動の義務が守られていないことが判明した場合は、補助金の返還を求める場合があります。

唐津市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付の流れ

